

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成25（2013）年度から29（2017）年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法1条）

2. 基本原則

- ①地域社会における共生等（3条）
- ②差別の禁止（4条）
- ③国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ①障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ②当事者本位の総合的な支援
- ③障害特性等に配慮した支援
- ④アクセシビリティの向上
- ⑤総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援
障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等
2. 保健・医療
精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進 等
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等
新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興 等
4. 雇用・就業、経済的自立の支援
障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ 等
5. 生活環境
住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり 等
6. 情報アクセシビリティ
放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実 等
7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等
10. 国際協力
権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信 等

※緑色の項目（7、8、9）は第3次計画における新規分野

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目（7、8、9）は第3次計画における新規分野

資料：内閣府